

高度専門職ポイント計算表(高度専門職1号ハ・高度専門職2号)

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1項第3号の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準	チェック	点数	疎明資料
学歴	博士、修士又は専門職学位	<input type="checkbox"/>	20	①
	経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)を保有	<input type="checkbox"/>	5	
	大卒又はこれと同等以上の教育(博士、修士を除く)	<input type="checkbox"/>	10	
職歴	事業の経営又は管理に係る実務経験			②
	10年以上	<input type="checkbox"/>	25	
	7年以上10年未満	<input type="checkbox"/>	20	
	5年以上7年未満	<input type="checkbox"/>	15	
年収	3,000万円以上	<input type="checkbox"/>	50	③
	2,500 ～ 3,000 万円	<input type="checkbox"/>	40	
	2,000 ～ 2,500 万円	<input type="checkbox"/>	30	
	1,500 ～ 2,000 万円	<input type="checkbox"/>	20	
	1,000 ～ 1,500 万円	<input type="checkbox"/>	10	
(注)年収が300万円に満たないときは、他の項目の合計が70点以上でも、高度専門職外国人としては認められません。				
地位	代表取締役、代表執行役又は代表権のある業務執行社員	<input type="radio"/>	10	⑮
	取締役、執行役又は業務執行社員	<input type="radio"/>	5	
特別加算	活動機関がイノベーション創出促進支援措置を受けている	<input type="checkbox"/>	10	⑨
	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者	<input type="checkbox"/>	10	⑩
	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で、試験研究費及び開発費の合計金額が、総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%超	<input type="checkbox"/>	5	⑩ ⑪
	試験研究費等 _____ 円 = _____ % 売上高 _____ 円			
	従事しようとする業務に関連する外国の資格、表彰等で法務大臣が認めるものを保有	<input type="checkbox"/>	5	⑫
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	<input type="checkbox"/>	10	⑬
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業	<input type="checkbox"/>	15	⑭
合計			0	

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名／作成年月日

署名 _____ 年 _____ 月 _____ 日